

通帳レス口座に関する特約

筑 邦 銀 行

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「通帳レス口座」に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、普通預金規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて「ちくぎんアプリ」の利用により残高・入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当行所定の手続きにより通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」という。）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および「ちくぎんアプリ」へ対象とする預金口座の登録を必須とします。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入支払機のご利用、または、インターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入支払機を使用した通帳によるお取引はご利用いただけません。
- (2) 当行の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当行本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、「ちくぎんアプリ」によりご確認いただけます。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当行所定の期間とします。

5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、当行の本支店いずれの店舗でも切替えることができるものとします。
- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。その時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、店頭にてご確認ください。
- (3) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、「ちくぎんアプリ」で確認ができます。

6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 当行所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) 通帳レス口座を「ちくぎんアプリ」から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座へ切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (4) 切替えには、当行所定の通帳発行手数料をいただきます。

7. (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当行所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または「ちくぎんアプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しをするときは、当行所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または「ちくぎんアプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 当該預金の払戻しを行うことについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

9. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または「ちくぎんアプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 通帳レス口座を解約した時点で、「ちくぎんアプリ」では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当行所定の手数をいただきます。

10. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2022年2月制定)